

第71回本試験 出題論点一覧 (消費税法)

問題番号			出題された論点	難易度
第一問	問1	(1)	著しい変動 内容	◎
			著しい変動 調整税額	◎
			著しい変動 著しく変動した場合	◎
			著しい変動 控除しきれない場合	△
		(2)	法人の確定申告書の提出期限の特例	◎
			電子情報処理組織による申告の特例	◎
		(3)	特定法人	◎
	問2	(1)	選択欄	○
			理由	○
		(2)	選択欄	◎
			理由	○
		(3)	選択欄	◎
			理由	◎
		(4)	選択欄	○
			理由	×
第二問	問1		【納税義務】基準期間における課税売上高	○
			【納税義務】判定式	○
			【課税標準額】酒類等小売業 店舗 酒類売上高	◎
			【課税標準額】酒類等小売業 店舗 料理酒(料理用清酒)	○
			【課税標準額】酒類等小売業 店舗その他 レジ袋	◎
			【課税標準額】酒類等小売業 家事消費 酒類	◎
			【課税標準額】酒類等小売業 みなし譲渡判定	◎
			【課税標準額】酒類等小売業 自動販売機設置手数料	◎
			【課税標準額】酒類等小売業 郵便切手類の販売手数料収入等	◎
			【課税標準額】酒類等小売業 店舗その他 ギフトセット ☆軽減☆	○
			【課税標準額】酒類等小売業 配達 飲食料品 ☆軽減☆	◎
			【課税標準額】不動産賃貸業 賃貸料 店舗部分	◎
			【課税標準額】不動産賃貸業 賃貸料 駐車場	○
			【課税売上割合に準ずる割合】酒類等小売業 ビール券	◎
			【課税売上割合に準ずる割合】酒類等小売業 郵便切手等	○
			【課税売上割合に準ずる割合】不動産賃貸業 賃貸料 居住用部分	○
			【課税売上割合に準ずる割合】不動産賃貸業 礼金権利金収入	○
			【課税売上割合】	×
			【課税売上割合に準ずる割合】酒類等小売業分	×
			【課税売上割合に準ずる割合】不動産賃貸業分	×
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 酒類等小売業 料理用清酒	◎
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 酒類等小売業 水道光熱費(店舗・自動販売機)	○
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 酒類等小売業 出張旅費	◎
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 酒類等小売業 広告宣伝費 HP費用	◎
			【控除対象仕入税額】課税資産の譲渡等により要するもの 酒類等小売業 仕入返還等	○

第二問	問1	【控除対象仕入税額】その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの 酒類等小売業 ギフト券袋	◎
		【控除対象仕入税額】その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの 不動産賃貸業 修繕費 原状回復	○
		【控除対象仕入税額】その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの 不動産賃貸業 修繕費 7F張替費用	○
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 酒類等小売業 デジタルサイネージ	◎
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 酒類等小売業 給与等	◎
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 酒類等小売業 店舗家賃	◎
		【控除対象仕入税額】共通して要するもの 不動産賃貸業 その他の経費 管理費	◎
		【控除対象仕入税額】個別対応方式	×
		【控除対象仕入税額】一括比例配分方式	×
		【売上げに係る対価の返還等に係る消費税額】	○
		【貸倒れに係る消費税額】	◎
		【中間納付税額】	◎
		【納付税額】	×
	問2	建物A 居住用賃貸建物の判定	◎
		建物A 課税賃貸割合を乗じる金額の算定	△
		建物A 仕入れに係る消費税額の調整を行うべき課税期間	○
		建物A 調整税額	×
		建物B 居住用賃貸建物の判定	◎
		建物B 課税賃貸割合	○
		建物B 仕入れに係る消費税額の調整を行うべき課税期間	◎
		建物B 調整税額	△
		建物C 居住用賃貸建物の判定	◎
		建物C 調整対象固定資産の判定	○
		建物C 仕入れに係る消費税額の調整を行うべき課税期間	○
		建物C 調整税額	△

難易度の「◎」は出来なければいけない部分
「○」は出来てほしい部分
「△」は出来なくても仕方がない部分
「×」は出来なくてもよい部分を示す